

福島県耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要領

平成20年 10月 1日制定
社団法人福島県建築士事務所協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱（以下「制度要綱」という。）第21条の規定に基づき、社団法人福島県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）が耐震診断・耐震改修マーク表示制度を運用するに当たり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において特に定義しているもののほかは、制度要綱第3条に規定する用語の定義による。

第2章 プレート交付申請者に対するプレートの交付

(プレート交付の対象建築物)

第3条 プレート交付の対象建築物は下記とする。

- 一 事務所協会の福島県耐震診断判定委員会（以下「判定委員会」という。）において、耐震性が建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の第8条に規定する耐震基準（以下「耐震基準」という。）に適合する旨の判定を受けた建築物
- 二 所管行政庁において、耐震改修促進法第8条の規定による耐震改修の計画の認定を受けて耐震改修工事を実施し、当該行政庁から耐震性が耐震基準に適合する旨の確認を受けた建築物
- 三 特定行政庁又は指定確認検査機関において、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認を受けて耐震改修工事を実施し、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた建築物
- 四 事務所協会の福島県建築物耐震改修計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、耐震改修の計画について、耐震性が耐震基準に適合する旨の評価を受け、耐震改修工事が適切に実施されたことが確認された建築物

(プレート交付の申請者)

第4条 プレート交付の申請者は、第3条に規定する建築物の所有者又は管理者とする。

(プレート交付申請)

第5条 申請者は、プレート交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して事務所協会にプレート交付を申請することができる。

- 一 第3条第一号に該当する建築物 判定委員会が交付した当該建築物の耐震診断結果に係る判定書の写し
- 二 第3条第二号に該当する建築物 所管行政庁が通知した耐震改修促進法施行規則第4条の規定による認定通知書の写し及び所管行政庁から耐震改修工事を実施した当該建築物の耐震性が耐震基準に適合することを確認された書類の写し
- 三 第3条第三号に該当する建築物 建築主事等又は指定確認検査機関が交付した当該建築物の検査済証の写し
- 四 第3条第四号に該当する建築物 評価委員会が交付した当該建築物の耐震改修計画に係る評価書の写し及び適切な工事が実施されたことを確認できる書類

(交付審査)

第6条 事務所協会は、前条の申請を受理した場合には、申請書に不備等がないことを確認の上、プレート交付決定書(第2号様式)を申請者に交付する。

2 前条第四号の場合においては、事務所協会が必要に応じて、適切な施工が行われたことを調査確認するものとする。

(プレートの交付)

第7条 事務所協会は、申請者にプレート交付決定書及びプレートを交付する。

(プレートに記載する事項)

第8条 プレートに記載する事項は次の事項とする。

- 一 建築物名称
- 二 所在地
- 三 交付番号
007-プレート交付年の西暦の下2桁-07-プレート交付の通し番号
- 四 交付年月日
- 五 交付者 社団法人福島県建築士事務所協会

(手数料)

第9条 プレートの交付の費用は、無料とする。

2 第6条第2項の規定により現地調査を必要とする場合は、申請者は事務所協会に別に定める手数料を支払うものとする。

(公表)

第10条 プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、福島県と連携して事務所協会のホームページ等に公表するものとする。

2 公表する事項は、申請者の同意を得た次の事項とする。

- 一 建築物名称
- 二 建築物の所在地
- 三 建築物の用途
- 四 建築物の所有者（法人にあっては、名称）
- 五 プレート交付年月日
- 六 交付番号

第3章 プレート交付者の登録及びプレートの申込

(耐震改修支援センターへプレート交付者としての登録)

第11条 事務所協会は、耐震改修支援センターに対し、プレート交付者としての登録を行うものとする。

(耐震改修支援センターへのプレート提供の申込)

第12条 事務所協会は、耐震改修支援センターにプレートの提供を申し込むものとする。

第4章 その他

(耐震診断・耐震改修マークの普及)

第13条 事務所協会は、耐震診断・耐震改修マークを印刷物に記載する等、本制度の普及に努めるものとする。

(その他)

第14条 この運営要領に定めるもののほか、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運営事務に関し必要な事項は、事務所協会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。